

## 参加意思確認公募手続実施理由書

### 寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター 機械濃縮電気設備更新工事

本工事は、寝屋川流域下水道川俣水みらいセンターにおける老朽化した濃縮電気設備の更新及びこれに伴う既設システムの機能増設を実施するものです。

川俣水みらいセンターにおける監視制御設備などの既設システムは、東芝インフラシステムズ株式会社が設計・製作したものであり、システム構成や各機器とのインターフェイス、データ伝送に伴う信号処理方法などに関して、独自に開発設計した制御技術、信号処理技術が採用され、要求性能を満足するように製作・据付・調整されたものです。そのため、本工事には本システムに関する専門的な知識及び高度な調整技術が要求され、その機能及び動作の確認は、既設を含むシステム全体を把握した上で行う必要があります。

以上のことから、既設システムの設計、製作、据付及び試運転調整を実施した東芝インフラシステムズ株式会社が、本工事を適正に施工可能な唯一の業者であると考えられますが、同社以外にこの工事を施工可能な業者がないかを確認するため、参加意思確認公募手続を行います。また、東芝インフラシステムズ株式会社から徴取した見積が予定価格内であり、かつ参加意思確認公募手続を実施し、応募要件を満たす参加希望者（施工可能な業者）がない場合にあっては、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社関西支社と随意契約を締結するものです。